

# 南島原市総合的シティプロモーション推進事業委託仕様書

## 1 業務名

南島原市総合的シティプロモーション推進事業委託

## 2 目的

本市はこれまで、市の「知名度・認知度の向上」「シビックプライド(地元に対する愛着、誇りなど)の醸成」「来訪者増加」に主眼を置き、TV 放送などのメディア活用、映像コンテンツやレギュラー番組の制作、各種広告媒体を活用した情報発信などのプロモーションを平成26年度から展開してきた。

今年度においても、本市が有する豊富な農水産物、特産物、観光資源、芸術、文化、美しい自然など、優れた地域資源を生かしたプロモーション活動を全国に向けて戦略的かつ効果的に展開することで、知名度や本市への愛着度の向上を図るものとする。

また、本事業を通して、市民にとって身近な LINE やアプリ「MINA コイン」などを活用したプロモーションのほか、長崎県内を軸とした九州圏(主に福岡県・熊本県・佐賀県)や東京・大阪などの都市圏をターゲットに、本市が持つさまざまな魅力を発信することで南島原ファンを増やし、特産物などの購買力誘引や交流人口および関係人口の拡大に繋げることを目的とする。

これに加えて、令和7年度に本市が市政施行20周年を迎えることから、市政施行20周年への機運醸成を目指す取り組みを行い、シビックプライドの醸成や本市の認知度向上を図る。

なお、近年の社会情勢、消費者行動の変化を的確に捉え、継続的に実施できる本市に適した手法にて、プロモーションを行うものとする。

## 3 適用範囲

本仕様書は、南島原市役所総務部総務秘書課(以下、「発注者」という。)が受注者へ発注する南島原市総合的シティプロモーション推進事業業務(以下、「本業務」という。)委託に適用する。

## 4 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

## 5 担当部署

南島原市役所 総務部 総務秘書課 秘書広報班(西有家庁舎2階) 担当:嵩・細波

〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

電話:0957-73-6621 電子メール:his yokouhou@city.minamishimabara.lg.jp

## 6 委託業務内容

前記2の目的を達成するために、必須提案項目は必ず実施し、そのほか戦略的かつ効果的なプロモーションの企画・運営などについて提案すること。

### 【必須提案項目】

(1) 市政施行20周年記念ロゴマーク制作(募集コンテストの実施またはアーティストによる制作を想定)

※提案時点で詳細なロゴデザインは必要ございません。

(2) 南島原市 LINE スタンプ制作

※有料販売ではなく、無料ダウンロード可能な LINE スタンプとするため、無料配布に係る予算も計上すること。

(3) 市政施行20周年 PR グッズの製作

【任意項目】

(4) フォトコンテストの開催および SNS (Instagram) の運用

(5) テレビ番組とタイアップした広報活動

本市の食の魅力(物産品、お取り寄せグルメなど)、観光資源、芸術・文化など魅力的な地域資源に興味を持ち、放映の確約が取れるテレビ番組に対して、取材支援(交通費・取材費等の支給、取材先の調整等)を実施する。

特に首都圏(キー局)、九州圏におけるテレビ番組とタイアップした露出を獲得し、本市施策・事業に関連する情報を効果的に取り上げること。

(6) メディア戦略

上記(5)に記載した地域資源の情報発信

例) インフルエンサー起用による情報発信、

各種 SNS や動画投稿サイトなど各種広告媒体を活用した情報発信、その他アニメ、ゲーム、映画、ドラマなどとのコラボ企画

(7) 市が運営するアプリなどを活用したプロモーション

市 LINE 公式アカウント(LINE ID:@minami-shimabara)、電子地域通貨「MINA コイン」、観光アプリ「突撃!南島原情報局」、市特産品特設サイト「おいしい南島原」などとの連携によるプロモーション(PR キャンペーン含む)の実施

(8) PR グッズの製作

物産・観光・移住関連のイベントなどで配布する PR グッズの製作

(9) 独自の提案

上記以外で本市に効果的な独自の提案

※なお、本市特産品「島原手延そうめん」については、他事業で PR を実施するため、本事業での PR は対象外とします。

※主な情報発信サイトなど

市 HP	本市 PR 動画	市 SNS 一覧	市 LINE 公式アカウント
			

MINA コイン	観光アプリ 「突撃!南島原情報局」	るるぶ特別編集 南島原市	特産品特設サイト 「おいしい南島原」
			
市 HP 田舎暮らし情報	アートビレッジ・シラキノ	農林課のページ	水に流せるまち南島原
			

※美川憲一さんの本市 PR 大使任期は、令和7年3月末までである。

## 7 効果測定 (KPI)

本業務の効果測定を行うにあたり、下記の情報を提示すること。

- (1) 地域ブランド調査などの調査結果
- (2) 広告換算額、経済効果 (観光消費額など) の集計
- (3) テレビ放送の視聴率、各種 SNS の拡散効果 (「いいね」やリツイート数など) など
- (4) 取材先 (生産者、店舗など) の売り上げ、来訪者増加率などに関するアンケート結果など
- (5) その他、効果検証の測定結果

## 8 事業費

22,000千円以内 (税抜)

## 9 プロモーション実施期間

契約締結日から令和7年3月9日まで

## 10 実績報告

実績報告については、令和7年3月9日までの実績値を基に下記に記載する報告文書を作成し、令和7年3月14日までに発注者へ提出すること。

また、令和7年3月21日までに南島原市役所において、実績報告会を開催すること。

- ・業務完了 (部分) 報告書 (部分検査時および業務完了後)
- ・業務完了 (既済部分) 検査調書 (本市様式)
- ・事業一覧表および明細書 (内訳金額記載)
- ・成果品を記録した CD、DVD など
- ・放送確認書など放送スケジュールが確認できる資料

- ・広告や告知状況が確認できる資料
- ・効果測定資料
- ・その他、取り組み状況が確認できる資料

## II 留意事項

- ・提案にあたっては、本市の現状や課題などを十分把握したうえで提案すること。
- ・提案された事業が正式に決定した後に、速やかに具現化できる提案とすること。
- ・事業終了後も PR 効果の継続性が見込める提案とすること。
- ・経費については、一切の経費を含めて見積もりを行うこと。（本業務に直接関係がない飲食費などは除く。）
- ・受託者は、本業務の実施に係る責任者を配置すること。
- ・ウェブサイトを設置する場合は市ホームページもしくは無料サーバーを使用するなど、運営コスト削減に努めること。また、契約期間終了後は、市側でデータ更新・運営が容易なシステムを使用すること。
- ・受託者は、本市が打合せ（オンラインを含む）の実施を求めた場合に、誠意をもって対応すること。  
また、打合せを実施した場合および経過報告を求められた場合は速やかに書面を作成し、報告すること。
- ・必要に応じて中間検査を実施することとし、中間検査時および実績報告時には収支精算書を作成し、支出根拠を明確にすること。
- ・本業務の成果物（素材を含む）の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）は、本市に譲渡するものとする。  
ただし、著作権が譲渡できないテレビ番組などについては、双方協議のうえ決定するものとする。
- ・受託者は本市が今後、成果物をいかなる活用や展開を行う場合であっても了承すること。
- ・本業務の履行により知り得た事項を他に漏らさないこと。
- ・本仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合、または、本仕様の内容を変更する必要性が生じた場合は、双方が協議のうえ決定するものとする。  
また、提案内容の変更に伴い、協議のうえ事業費を変更する場合がある。